

15. 希釈後の使用期限

希釈後の消毒薬は反復使用や時間の経過により、効力が低下するものがある。このような消毒薬は必要最少量を調製する。原則、用時調製が望ましい。

【低水準消毒薬】¹⁾

ベンザルコニウム塩化物、ベンゼトニウム塩化物、クロルヘキシジングルコン酸塩、両性界面活性剤（アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩）等の含浸綿（ガーゼ）は、細菌汚染を受けやすい。調製後の使用期限は、24時間とする必要がある。これらの含浸綿の自施設での調製は勧められない。滅菌済みの個包装製品の使用を勧める。

【アルコール系消毒薬】²⁾

アルコールは揮発性があるので、容器の気密度によって使用期限が異なる。アルコール綿では、頻回に容器を開閉することを考慮し、7日間程度で使い切るように作製すべきと考えられている。院内で調製するアルコール綿は、できる限りその日のうちに使い切る量を調製する。

【次亜塩素酸ナトリウム】³⁾

開封後の次亜塩素酸ナトリウムの使用期限は、製品間で大きく異なる。医薬品では11ヶ月～3年間と幅があり、雑品では不明である。また、室温保管で良い製品と冷所（1～15℃）で保管すべき製品とがある。

一方、次亜塩素酸ナトリウムの希釈後の安定性は、保管条件等で異なる。直射日光下での保管では数時間で分解し（ペットボトルに入れた0.1%液の4時間後の残存率は約20%）、また、気温が高いほど分解しやすい。しかし、遮光容器内では希釈後の次亜塩素酸ナトリウムは比較的安定である。したがって、希釈後の次亜塩素酸ナトリウムの交換時期は、気密の遮光容器で1ヶ月間程度までとして差し支えない。この際、冷所保管が指示されている製品では、その希釈液も冷所保管が必要である。

【ポビドンヨード】

比較的安定でかつ微生物汚染を受けにくいので、原液の含浸綿（ガーゼ）等は14日間程度まで使用可能である。¹⁾ 希釈したポビドンヨードは、遮光・密封保存では比較的安定で1ヶ月間まで使用できる。しかし、洗面器等の開放容器中の希釈液は、8～12時間で半分程度の力価となるので、8～12時間までの使用にとどめる。⁴⁾

【高水準消毒薬】

グルタール製剤は、実用液を調製後、経日的に濃度が低下する。実用液の安定性は各施設の使用状況や保管状況により異なるため、実用液を調製後の使用期限は設定されていない。⁵⁾

過酢酸の溶解後の安定性は、蒸留水または400ppm人工硬水で調製した実用液を室温下に放置し、過酢酸濃度を経時的に測定した結果、蒸留水で調製した実用液は調製後11日まで、人工硬水で調製した実用液は調製後5日まで、過酢酸の実用下限濃度の0.2%を維持した。⁶⁾